

軽自動車税 税額表

①原動機付自転車、トラクターなど

車種区分		税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）	2,000円
	その他（フォークリフト等）	5,900円
専ら雪上を走行するもの（スノーモービル等）		3,000円



②軽四輪車など（三輪以上の軽自動車）

○軽四輪車などは、年式（初度検査年月）や燃料の種類（内燃機関の燃料）、燃費の良さ（燃費基準の達成状況）に応じて税額が変わります。

なお、初度検査年月や内燃機関の燃料、燃費基準の達成状況は、車検証に記載されています。

○グリーン化特例が受けられるのは、平成31年4月1日～令和3年3月31日までに新規検査を受け、以下に該当する新車だけです。

車 種 区 分			税 率 (年)					
			グリーン化特例に該当しない車両			 グリーン化特例に該当する車両		
			①旧税額	②新税率	③経年重課 対象車	④75%軽減	⑤50%軽減	⑥25%軽減
四輪 以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円

区分	説明
①旧税額	車検証の「初度検査年月」が平成27年3月以前の車（平成27年3月31日以前に新車新規登録済みの車）
②新税率	車検証の「初度検査年月」が平成27年4月以降の車（平成27年4月1日以降に新車新規登録済みの車）
③経年重課対象車	賦課期日（毎年4月1日）現在に、新車新規登録から13年を超える車 ただし、①動力源または内燃機関の燃料が「電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用」の軽自動車または、②被けん引車の場合は、①の税額が適用されます。
④75%軽減	電気軽自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 （平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）
⑤50%軽減※1	乗用：平成32年度燃費基準＋30%達成車 貨物：平成27年度燃費基準＋35%達成車
⑥25%軽減※1	乗用：平成32年度燃費基準＋10%達成車 貨物：平成27年度燃費基準＋15%達成車

※1 ⑤・⑥においては、いずれも ・平成17年排出ガス基準75%低減達成車 又は
・平成30年排出ガス基準50%低減達成車 に限ります。